

平成18年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成18年10月16日(月)

午前11時07分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員				
	1 番	杉 本 邦 雄	議 員	2 番	横 山 忠 男	議 員	
	3 番	室 田 俊 朗	議 員	4 番	久 保 寛	議 員	
	5 番	津 川 均	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員	
	7 番	上 野 敏 夫	議 員	8 番	絵 内 勝 己	議 員	
	10 番	中 村 保 夫	議 員	11 番	野 道 夫	議 員	
	12 番	橋 場 守	議 員	13 番	大 沼 恒 雄	議 員	

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総務課主幹	黒 田 美 和 君
地域開発課長	生 沼 篤 司 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	神 憲 彦 君	旭寿園園長	橋 英 則 君
和風園園長	浅 野 信 行 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 松 田 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 谷 口 勲 君 書 記 斉 藤 真 二 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
請願第 6 号	沼田町就業支援センター設置の住民投票条例制定に関する請願について
議案第 7 3 号	平成 1 8 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 7 4 号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成18年第4回沼田町議会臨時会を開会をいたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 中村議員、8番 絵内議員を指名を致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(議会運営委員会報告)

○議長（吉田好宏議長）議事日程について、議会運営委員会で審議しておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）皆さん、どうもご苦労様です。議会運営委員会の報告を致します。本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催致しました。この議会については、既に告示をしているわけでありまして、本来、臨時議会については、議会運営委員会を開いていませんでした。今回、10月13日に沼田町就業支援センター設置の住民投票条例に関する請願というのが、高橋さんという方から議会に提出されました。

この問題は、十分、町民の皆さんの関心事でありますので、本来ならば請願等の取り扱い、定例議会において取り扱っておりましたけれども、今回は非常に重要な問題なので、この臨時会で取り上げるということを議運で審議致しました。皆さんのところに行っています議事日程についてありますが、これは既に告示してありました。その告示の後に、この請願書が届きましたので、今日の議案案件一覧表には載っておりません。そこで我々議会運営委員会としては、これは非常に大事なものであり、今回の補正予算の後では意味を成さないということから、この住民投票条例に関する請願を議案の一番最初に取り上げて審議すべきであるということ全員の見解の一致を見たところであります。議運の内容を報告致しまして議会運営委員会の報告と致します。どうぞよろしく

お願いします。

○議長（吉田好宏議長）委員長報告の通り、請願第6号は急施案件と認め、審議することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は、急施案件と認め、日程に追加し日程第3として審議することに決しました。ここで暫時休憩を致します。

休憩 11時12分

再会 11時13分

（請願の審議）

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。日程第3、請願第6号 沼田町就業支援センター設置の住民投票条例制定に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は、委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。提案理由の説明を求めます。紹介議員、11番、野 議員。

○11番（野 道夫議員）はい、11番。ただいま議長の方から紹介議員ということで、私、請願の中身について説明を申し上げたいと思っております。

つい最近、沼田町就業支援センター設置の住民投票の条例制定について、請願書提出のために地方自治法第124条の規定で普通地方公共団体の議会に請願をしようとする者は、議会の紹介により請願書を提出しなければならないので、この請願書を見て紹介のお願いに住民投票を期待する沼田町民の会 代表 高橋様の方から要請があり、要旨5項目の理由の説明を受けました。私は、町長の本年の3月、町政執行方針の中で町づくりの基本理念、基本原則を思い、また、7月1日保護司の説明会から団体長、教育委員会、PTA会、住民説明会と約7回から8回に亘って開催をしておりますが、出席率が、今日もちょっとお話ありましたけれども、約800名の出席者、これはダブリもあるかと思いますけれども、800近い人が説明会に出席をされたということでございますが、出席率があまり良くないということから、中身が十分、町民の皆さんが理解出来ないのであれば、町づくりの基本理念を踏まえて、この第8章の住民投票ですか、町政に係る重要事項について広く住民の意思を問う必要があると判断をした場合には、住民投票を実施することが出来ますと説明がありましたので、投票の条例を作り投票の結果を見て、行政と住民が対等な立場で自分達の将来の地域を考えた理念に基づいて紹介議員として提出を致しました。

中身につきましては、皆さん方にお渡しをしております中身でございまして、5項目

の理由について、ここに理由書を提出致しております。これについては、議運の中で十分検討をされたかというふうに考えております。私共、この中身について、住民投票というのは、賛成、反対の住民投票ではなく、沼田町がこれからどのように、こういった施設を受け入れをして町民がどのようにして対応していくか、そういうようなことで賛成になるのか、反対になるのか、これは分かりませんが、投票した中で私は将来の沼田町のためにやはりこういったものは必要であろうというふうにも考えますし、この町づくりの基本理念とかそういったものを踏まえて、住民投票が出来るというようなことも今年の春に町長の方から説明をいただいておりますことは皆さん方ご存知かと思えます。この中身については、ちょっと私も申し上げていこうと思っておりますけれども、これは住民投票の１７条、町長は町政に係る重要事項については、広く住民意思を問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することが出来ます、ということになっております。これは今年の３月の定例議会の時にこの説明を町民、そしてまた、町長の方からも色々お話もございましたし、町長の町政方針の中でも、こういった住民に対する中身ですね。こういったことを踏まえて今後進めていきたいというようなお話をされておりました関係、やはり私共は町民の立場に立って、こういった住民投票も地域住民、町民がそういう要望があるのであれば、私はそれについては、良いことだというふうに考えまして高橋代表にお話をし、それでは良いのではないですかと言って私は判を押しました。

それと、上野議員ともお話をしまして、本当にこの中身に法律的ということになってきますとなかなか私共も難しいと思えます。これらについて質問も後程したいなという話も聞きましたけれども、法律的なことよりも地域の沼田町の町民がやはりどのようにしていくか、ということがこれは説明が十分理解をされていないということなのです。それに変わるべき投票をして賛成、そしてまた、反対という格好になろうかというふうに考えて、私はこれに対して紹介議員として書類を提出させていただきました。

中身について、この理由については、皆さん方、もう何回となく見ておられるから、これを朗読すべきかどうかと思うのですけれども、これらについては、私は質問に応じてこの中身について説明を申し上げていきたいなと、このように考えておりますので以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、中村議員。

○１０番（中村保夫議員）今、野 紹介議員から説明を聞いたところでございます。びっくりしたのは、野 先輩がこの施設は必要だと考えていると、この陳情にある住民投票条例によってイエス・ノーを問うものではないというような明言をされました。その辺、非常にびっくりしております、私の用意していた質問とはちょっと中身が違うかもしれませんが、また率直に答えをしていただきたいというふうに思っております。

まず、入り口論に入りますけれども、私、住民投票を期待する沼田町民の会、代表の高橋さんは何回かお目にかかったことはあるのですけれども、この会というものがどう

いうものなのか、何人位いて、どれ位の活動をしておられるのか、いよいよ分からない。それについて、まず説明をしていただきたいと思いますし、署名簿も、公文書となったわけですから、私も見させていただきましたが、同じ字体で5、6人名前を書いてやってみたり、ハンコ押してあったり押してなかったり、あるいは紙を貼り付けてあったり、継ぎ接ぎしていたり、どうも署名簿としては、いささかお粗末だというふうに思わざるを得ません。本人の意思確認をした実数が分かれば教えていただきたい。576名と書いてありますけれども、なかなかその数字に達しないのではないかなという危惧を持っておりまして、ましてや、署名簿の下の方に会の名前が書いてあるのですけれども、連絡場所も趣旨も何も書いていない署名簿の中で署名をしていただいている。これは、もしかしたら誤解をして署名をした人もいるのではないかなということを感じております。

あまり、一遍にたくさん質問をしたら答弁漏れがあったら困るので、とりあえずこの2点について、この会というものの実態について教えていただきたいというのと、署名をした方の意思確認をした実数、どれ位あるのか。1人の人が5人も6人も名前を書いた例も散見されますので、実数を教えていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、どうぞ。野 議員、中村議員の質問に対する答弁。

○11番（野 道夫議員）会の実態について、この実態については、私は高橋さんの方からお聞きしておりますけれども、この会というのは、町民の皆さん方の色々なご意見をお聞きし、そして、その会を設立しましたということで、その会の人数とか何かについては、そこまでちょっと私は聞いておりませんし、それとこの中身については、やはり反対とか何かではなく、町民の皆さんの意見をお聞きする為の住民投票であるということですから、あまり深く私は内容的には聞いておりませんけれども、それと署名簿ですね、署名簿の実態というのは、署名簿はここに書いてありますように576名の署名簿でございまして、これが実態だと思っております。それ以上の人とか何かというのは私は分かりません。そんなところです。

○議長（吉田好宏議長）はい、中村議員。

○10番（中村保夫議員）野 さんが分からないということなので、同じ質問を上野議員にお聞きを致します。付随してなのですけれども、これは春先に沼田高校の存続を求める署名という署名の様式がありまして、これは宛先もあり、それから、こういう趣旨でこういう署名を取るのだということを今年の春先、6月だったと思いますけれども、こういった署名活動を行っております。最低でもこれ位の様式がないと自分が何の為に署名したか分からないような署名を見受けられたのです。私として、議運として見させていただいたのですけれども、それらについて、あの署名簿の信憑性について、今度、上野議員から会というものの実態について、それから、署名の確認をした実数について、お伺いを致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）上野議員。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。署名の人数については、野 議員が言われるよ

うにこれが実質であり、同じ方が書いているということはあるのですが、これは確認してもらえばこの人数は、確認して間違いないと思っております。

それと沼田高校の署名の関係でも、今、中村議員から質問がありましたけれども、住民投票を願う会についても、文章をちゃんと添付した中で署名される方には説明して理解した中で書いていただいているので、分からないとか理解していない何てことは、当然無いと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、絵内議員。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。今、中村議員と同じような質問なのですが、署名される時には少なくとも代表者の氏名も書いていないし、はっきり言って、これの署名をしたのも議会に提出しますということも何も書いていないわけですよね。ということは、個人情報保護法違反に引っ掛かるというふうに言われているのですけれども、その辺の確認はしたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）上野議員。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。その辺は署名した方については、沼田町議会に提出するという事で住民投票を願う会が進んでいるので、確認して書いていただいております。

○議長（吉田好宏議長）絵内議員。

○8番（絵内勝己議員）少なくとも、住民投票をして署名をいただくとなると、やはり文章に書いてなかったら、それは証明されないと思うのです。今、情報が非常に売り買いされる時代なのです。住所と名前が書いてあれば、何処にでも売れるのです、今の時代。だから、これが町に出すこと自体、まったく住民投票を呼びかけというそのことだけで、沼田町民の会のそれだけでここに出てくること自体が僕は理解が出来ないのです。

少なくともそれ位、文章というのは正確に、中村議員ではないですが、書いていないと本来であれば単なるメモにしか過ぎないのではないのか、それを議会として取り上げるのが如何なものなのかなという感じがするのですけれども、その辺の回答もいただきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）上野議員。

○7番（上野敏夫議員）はい、今、絵内さんから質問されましたけれども、本当に沼田町の今年の協働のまちづくりからいきまして、この住民投票については、第19条の中で町が定める最高規範という、こういうたまたま今年の4月1日に施行されているものがありまして、その内容が住民の署名した方については、何処に出す、ここに出すということは知らないのではないかという、個人情報とかと言われますけれども、本当の人数よりも町民が今、望んでいる、この事業については、まだまだ町民が知らないこと、まだ私も定例会でも質問しておりますけれども、例えば、国家賠償制度1つにしても、まだ分からない、これから答えますとか、いろんな土地についても移動をしていますとか、というこういうことが町民が心配とか、これからどのようになっていくかということがまだ知らされていない町民がたくさんいるということで、もっともっと町民に知ら

せる中で住民投票をするようにやったらいいということで私は紹介議員になっております。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番、津川議員。

○5番（津川 均議員）5番、津川です。まず始めに、ここに添付されている件名、趣旨、それから理由の用紙と、それからその後ろの住民投票の呼びかけの用紙、署名をされる時にこの両方を一緒に添付されたのか、あるいはどちらか片方だったのか、そのことについて、どちらでも結構です、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）紹介議員。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。署名いただくことにつきましては、署名簿の上に何か、住民投票呼びかけの、皆さんに添付されているやつを添付してそれを見ていただいているということですね。それと、この住民投票条例に関する請願書の中身については、これは何人かの方と話をし、今まで集めた方々の意見を取り入れた中の要望をまとめたただけであって、これはその方については、全員に576名集まったとかとこういう細かな数字までは報告はしておりません。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）5番、津川です。そうしますと、この文章、単純に読んでいて、理由の1番の2行目なのですけれども、町議ひいては町民の間で活発な論議がされていないまま、というふうになっていますけれども、こっちの呼びかけの方では、ここまで説明会、講演会、議会での審議等それぞれの議論も深まり、というふうに書いてあるのですけれども、ここは言っていることがまったく逆になっているのですけれども、これは私は信憑性を持ってないのではないかというふうに思うのですけれども。

○議長（吉田好宏議長）上野議員。

○7番（上野敏夫議員）はい、7番、上野です。今、津川議員が活発な議論がなされていないというこの文章についてとか、そういうことで質問されておりますけれども、議員の皆さんは恐らく全員、私と野 議員以外はある程度理解をして、今さら議論することは必要ないという議員がおると思いますけれども、私は、であれば、議員皆さん方が町民の前に向かった中で町民から質問されたことについて、いろんなことについて回答できるかと言った時に、ある町内会、ある部落、そういう所で議員がいろんな説明会の中で、議員がまだ報告されていない、町内会の住民に対してまだまだ知らされていないという意見が説明会の時にありました。これのことにつきまして、その議員が説明会に行った時に答えられなかったという町民が何人か聞いております。また、もう1つの町内会に行きましても、私は何も言うことはありませんというような議員の回答があつたりした中で、まだまだ議論がされていないということ、私はそう思いまして、この理由についても議論が十二分でないということで理由として感じております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）それではやはりおかしいでしょう。だって、署名を求めるときに議論を十分しているよという文章を流しておいて、それで署名をしてもらって、その

後からこの文章を作ったというのだったら、この信憑性というのは、どうなの。こんなものでいいのかなという気がするのです。ちょっと言葉悪いですがけれども、署名を集めるときにはそういう文章にしておいて、その署名が集まっていざ実際にこれを請願として出すときに中身が変わっているのでは、これは全然信憑性、私はないと思うのです。このことについて、自分で不思議に思いませんか。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（上野敏夫議員） 7 番、上野です。今、津川議員の言うように信憑性がないとか、論議がなされているだとかということと言われますけれども、本当の基本的な町民の方に向いた町づくりということが、まず一番大事だということで、先程もいろんな協働の町づくりについての条例だとか、いろんなことありますけれども、これにつきましても、町民の権利だとか責任だとかとあることから町民が町づくりするために町民を重視した中の町づくりをしようと…

○12 番（橋場 守議員）議長、ちょっと発言中だけど。

○議長（吉田好宏議長） はい。

○12 番（橋場 守議員） 議事進行について。今、聞いているのは、この条例を作ることとに反対しているわけではないので、長々と条例が何とかというそういう説明はいらないのです。我々、住民投票条例を作るというのを反対と言っているわけでないから、ただ、やっていることがちぐはぐでないかと聞いているので、その点について答えてもらうように、整理して下さい。

○議長（吉田好宏議長） はい、上野議員。

○7 番（上野敏夫議員） 住民投票条例は、私は必要だということで紹介議員になっておりますし、町長は町政に関わる重要用件については、広く住民の意思を直接問うことが必要とあるときには住民投票出来るということで第8章の中にありますので、これについては、皆さんの理解をもらいたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 他に、中村議員。

○10 番（中村保夫議員） ちょっと観点を変えて、あまり煮詰まるのもどうかなと思いますので、今度、逆に野 さんにちょっとお聞きをしたいというふうに思っております。こういう住民投票条例というのは将来的には必要だろう。住民の意思を広く聞くための直接民主主義というのは、これは絶対に必要なことだというふうに思っております。

ただ、日本の国家、あるいは沼田町、あるいは北海道、これ、それぞれが代表民主主義と申しますか、議会民主主義制をとっております。我々、そのためにこの13人の議員がこの議場に集まっていろんな審議をしている。我々の機能が喪失していると言うか、議会としての機能が無くなっているのであれば、それは直接民主主義というものが最後の砦として有らねばならない。だから、住民投票条例というのは必要だと思いますけれども、この段階で直接民主主義を議員として持ち出してきたということは、今の沼田町の議会制民主主義というのは修復不可能な位、壊れているというふうに野 議員は考えておられるのだろうか。その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）野 議員。

○11番（野 道夫議員）中村議員の今の質問ですけれども、沼田町の議会の中身ということで、私はこういった問題を提出しているわけでもありません。ただ、中身的にこういうようなことで町民の意見を聞いて、住民投票をすべきではないかというようなことで、その設定をしていただきたいということですから、私は議会議員さんは一生懸命に議論はされているというような話も聞いていますけれども、そんなに議論はあまりされていないような感じもします。

それと私共、議会議員は、議会の立場とそれから地域の代表者であるということだけ、農村の方にいったら農家の部落の人方を集めて、やはり議会議員はこういうような要請があるのだと、それでこういったものに対して皆さん方、理解をしていただきたいというような説明をしてあれば、こういった問題が起きないのかなという感じもします。町の中でもそういうような問題もありましたけれども、町の中では色々何人か集めて、私共はこういうようなことで行政的に今、一生懸命に要請をしておりますよと、中身的には私共は良い悪いではないと、この住民投票の制定だけをお願いしたいということだけに過ぎないので、私、議会議員のどうのこうのということについての、そういうような質問に対しては、お答え出来ません。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、中村議員。

○10番（中村保夫議員）私、まだ1年生議員で良く分からないのですけれども、ただ私は、選挙という洗礼を浴びて町民の皆さんからすいばんを得て議員になっております。その私は、やはり私の意見を聞いてくれる、あるいは私に意見を言ってくれる人達の意見をこの場に持ち込む、それが私は議員だと思って活動しておりました。不十分だと言われる点もあるし、先程、上野さんが言われたように100%の説明は、私も出来ません。これに関しても出来ませんし、先程説明のあった除雪体制がどうなるのかだとか何とか、100%何か説明出来ません。だけれども、私なりに一生懸命説明をし、それから町民の意思をここの議場にぶつけてくる。これが議会制民主主義だろうというふうに思っております、そうやってやっております。

私は、この段階での直接民主主義を標榜されるお二方の意思が分からない。まだまだ議員としてこの議場の中で、先程、野さんは賛成だと言われたのでちょっと困っちゃうのですが、反対であれば反対の意見を言えばいい。それは自分を支持してくれる人、あるいは自分の思いと同じとする人の意見を代弁するのが我々であるというふうに思っておりますけれども、それがいきなり直接民主主義と言われると自分自身を否定してしまうことになるのではないかなと思って、このような質問をさせていただいております。否定はしません。

○議長（吉田好宏議長）他に、野 議員。

○11番（野 道夫議員）議長、私、請願を出したから、紹介議員だから皆さん方が結構いろんな質問もされております。ですけれども、この請願というのは、皆さん方、請願の中身というのは憲法上にも請願をしたことによって差別待遇を受けないことを規定

しておるとか、請願法では提出手続き及び官公庁、それから誠実に処理しなければならないこと等が規定をされている。また、地方議会に対する請願については、地方自治法の124条及び、それぞれの議会の会議規則に規定をされているというようなことなのですけれども、請願の対象事項というのは、憲法では損害の救済、というのは公務員とか法令とか廃止または改正等の事項とされており、その範囲はかなり広いので市町村の事務に関するすべてが対象となるわけです。権限のない事項については、受理を阻むことは出来ないとされているので、どのような内容のものであろうと門前払いをすることは出来ないというようなことも書いてございますが、私共、町民の声を聞いた中でただ反対とか賛成とか、そういったことではなく、町民の意見を聞くための住民投票ということでの提出でございますので、皆さん方もちょっと請願とか、私共があまりにも極端な反対をしているのではないか何ていうものの言い方をされる人もおりますけれども、私はやはり投票によって賛成の場合には一生懸命努力していきたい、というようなものの考え方しています。反対だったら反対でまたそれなりのものの考えを町民と皆さんとしていけばいいわけですから、私はそういうものの考え方でこの文を作り、そしてまた提出されているということでございますので、また何かありましたらご質問をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他に質疑ありませんか。はい、山田議員。

○6番（山田英次議員）はい、6番。今、住民投票の件で論議されているのだと思うのですけれども、ちょっと観点を変えて私の方から過日、沼田商工会の臨時総会がございまして、この就業センターの件に関して議論したところなのですけれども、説明を終わって、さて何か質問ありますかとということになりますと、誰一人質問がなくて、集まった方々全員がこのことに関して進めて下さいと、是非こういふことでこの事業を立ち上げて下さいと、そういうことで5月の8日に議会、それから町長宛に要望書を書いたと、この要望書のとおり進めて下さいということで商工団体は是非やって下さい。ですから、これだけ大きい事業に関わらず異議の申し立てが1つも無くて商工会は済んだということは、そこまで住民投票をしなくてもいいのだということで私は商工会の立場からもそういうふうと考えているところでございます。以上です。

○12番（橋場 守議員）議長。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○12番（橋場 守議員）山田さんのは討論でしたので、質疑をさせて下さい。野 議員さん、さっきから住民投票条例を作ってほしいのだということらしいのですけれども、ここに沼田就業支援センター設置の、『設置の』と言ったら賛成の方になってしまうのだと思うのですけれども、設置に反対する住民投票条例ということにならなければならないと思うのです。こういうことを一生懸命やっているのは、奈井江町はすごく一生懸命なのです。その中で合併に対する住民投票条例を作ったのです。ですから、町長が住民投票出来るというのは、1つ1つの問題でこれはやはり住民に真意を問わなければならないということは、町長がその都度、それに合わせた条例を作って、そしてやっ

ているのです。ここで住民から出てくるとなったら、この問題は十分町民の中に浸透していないということになれば、理事者の方は設置したいというわけですから、それに関する設置ということになったら、反対の立場しかありえないのです。

ところが、野 さんの話を聞いていると私は賛成のようなことにもなるし、それと私は数字のことや野 さんが憲法にこうこうと書いていると言っているように、住民直接請求というのは地方自治法で何条かありまして、4つ位の種類があるのです。町長を罷免するとか、課長を罷免するとか、そういうことになる。その物事に反対する条例を今やってくれと住民から出たのです。これは町長がやっていることに賛成なら住民投票必要ないのです。やりましょうと。誰かが反対運動がたくさんあって、これはひょっとしたら町長やっていること否定されるなど、そういう時に賛成、是非進めてもらおうと住民投票条例を要求するべきだと思うのです。

そういうことから言うと、私達、なぜそういうことを聞くかといったら、この条例作ることには反対ではないのですけれども、この中に書いていることがとても私は納得出来ないことがあるので、そのことについて説明してもらいたいと思います。質問します。

私、議運の中でも請願法というのがあって請願権があるのだから、この会がどうのこうのということとはあまり追求しないで、やはり住民1人でもどんな問題でも請願出来る権利を持っているわけだから、そこで大事にして審議しよう、ということでお話をしているわけですが、ただ、紹介するにあたっては、その中身を吟味して、これは私と同じ考えだということではなかったら紹介議員になるべきではないのです。ところがちょっと今の説明を聞いていると住民投票条例を町長向こう行っているから私は紹介議員になったのだという、これは全く中身違うのです。

そこで聞きたいのですが、この理由の中の1に、こう書いているのです。町議会ひいては町民の間で活発な議論がなされないまま、当該施設の設置が町全体の要望として事実上、既成事実化している、とこう書いてあるのです。町民の中では活発な議論がなされていないというのは、あるかもしれない。だけれども、議会の中で議論していないということは、私はちょっと困ると思うのです。高橋さんという方が昨日、町を裁判にかけているということで資料を持ってきてくれました。その中に6月29日の町議会、全員協議会の議事録みたいな物が入っているのです。6月29日ですよ。この中を見ましたら、1番議論しているのは野 議員さんなのです。話しています。上野議員も結構質問している。その他の議事録取れないような状況の協議会開いているけれども、その中でも結構話しているのです。私、9月議会で言いましたように、なぜ活発な議論にならないかと言ったら、ほとんどこれは作るべきだという立場の人達なのです。そうすると私はこの中身は非常に住民に不安を与えるけれども、そういう人達を助けて応援して立ち直ってもらおうじゃないか、そういう沼田町民の人達が一致団結したら、これは沼田の名前も上がるだろうとそういうことで、みんなやろうということだから、それ以上議論進む必要ないのです。

ところが上野議員と野 議員さんは、反対の方の立場から色々としやべっているけれども、大体同じことを言っている。町民の人達が不安がっている、こう言うのです。それで、そうなるとそこのところだけズンズン多くなっていくけれども、例えば、私、9月議会で教育長に少年犯罪の大きな原因の中に考えられることは、自己肯定感情の欠如があるとあって、それは自分を大切な存在と思う感情が今のこんな教育の中で、もう競争競争で煽られて、それから親から勉強しろ勉強しろで自分の尊厳というのが、ドンドンなくされているのです。そういう中で犯罪が起きている。犯罪を起こした人を更生させるだけではなくて、その犯罪を起きないようにするにはどうするかということも、こういうことが議会の議員の勉強することではないかなと思うのです。そういうところには、なかなか行っていない。野 さんの9月議会の発言の中では、今まで1回も議論していないと発言しているのです。だけれども、そんなことないのです。

ですから、そういうことが実際に、協議会というのは一般の町民の皆さんには知られていないわけだから、その中で議論していることは知られないのです。ところが、町民が議会は何も議論していないと言えるのはなぜかと言ったら、野 さんとそれから上野議員さんが住民の所に行って、議会議論していないのだって言わなかったら町民の皆さん、それは分からないのです。これ、上野議員は本当に議会で議論していないと思っているのですか。その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）今、上野議員から答弁を求めている。

○7番（上野敏夫議員）はい、7番、上野です。橋場議員が言われるように、十二分に議論したということを言われますけれども、いろんなことで講演会も私も何回も聞いたり、見たり、いろんなことの中で、ある講演の中でも子供について真剣に考えられる町になってほしいということも、私もこれは理解しております。だけれども、この中でも、この方が言われているのは…

○12番（橋場 守議員）いや、俺聞いているのは、議会で議論していないかと聞いている。どう思っているの。町議会ひいては町民の間で活発な議論がなされていないと、こういう請願なのです。

○7番（上野敏夫議員）私はまだ完全にされていないし、私も理解していませんので、まだ私は納得しておりません。

○議長（吉田好宏議長）野 議員。

○11番（野 道夫議員）11番。今、橋場議員の方から十分議会として議論をされていないというようなこと、私も申し上げておりますけれども、私はいろんな形の中で説明会とか、懇談会とか、そしてまた議会の中の全員協議会の中でも、やはり説明の時間帯が非常に長いわけですから、私共、それに対してお聞きしようと思ったら時間が足りない。そういうことがこの議論の場が少ない、時間がない。そういうようなことで私共、もうちょっとこういった中身については、十分、役場の方から説明があり、その中で1つ1つこれについてどうなっているのだとか、いうようなことの議論というのは、あまり今までないと思っております。橋場議員の方では、あの全員協議会の中で、あの程度

の話し合いが、お聞きしたあれが議論というのかなという感じがするけれども、議論というのは、その人その人のものの考え方だと思うし、私はあれだけの全員協議会の中であの説明を聞いて、ただ私、そこでお話しているのは、お聞きした中での議論というものではない。議論とそいつに対してご質問したというのとは、俺は違うと思う。その辺、ものの考え方が違うのだろうという感じがしますけれども、以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、橋場議員。

○12番（橋場 守議員）そうなのです、大体ね、そうなのですと言ったらおかしいけれども、どうも本会議でも議論ではなくて、質問みたいな意見が出てくる。それから、町民の皆さんが心配しているからとか、それから子供が怖がっているから、それで親が心配しているというのです。私、考えて、教育とかそういうもの、子供に対する教育とは誰がするのだろう。親なのです。私、言っているのは、こういう議論をしてもそれに1つも反論がないのです。反対している方から。例えば、子供が怖い、そんなもの来たら困ると言ったら、親が違うのだよ、あの人達は、さっき言った自己肯定感情が欠如されて、あなたは私の子供で良い家庭で育っているから犯罪は起こさないけれども、そうでなかった人がたまたま犯罪を起こしたと、そしてその人達、更生しようとしている時にみんなで直してやろうじゃないかと親が子供に説明したら、いじめが無くなるのではないのでしょうか。そういう議論を本当はしていかなければならないのです。ところが、町民の皆さんが心配している、子供が心配しているでは、これは議論にならないのです。

だから、私はそういう意味では、議論をしてきたつもりでいるし、それから、これ以上、やってくださいという立場だから、設置された後で色々と不十分な分は補強していかなければならないなと思っているので、どうしても、この議会ひいては、議論になっていないと、野さん、質問しかしていなかったと言うけれども、説明受けて質問して、私は議論出来たと思うのです。そういう場はあったのです。そうすると議論していないというのは、私から言わせれば、上野議員と野議員だけなのかと、そういうふうに取ってしまうのです。私個人では、十分議論したなと思っているのです。やはり、議論していないということになりますか。もう、あと意見…

○4番（久保 寛議員）議長。

○議長（吉田好宏議長）はい、久保議員。

○4番（久保 寛議員）4番。今まで質疑を聞いていたのですけれども、何か個人の揚げ足を取るような質疑が多いように思います。問題はこの条例を制定するかどうかという、今、議論をしているわけですから、あまり、橋場議員何かの話聞いていると全然横に逸れてしまって、けしからんと思うのですけれども、この住民投票をしたらいいかどうかということで私の所へも署名に来ました。でも私はまだ別の機会にキチッと私の意志を表明しなければならない場面があるからと言って署名はしなかった。しかしながら、後で聞いたら家の家族の者も署名をしたようでございますけれども、いずれにしても、これはこれだけ問題が大きくなっているように思うのです。かつて、こんな住民が議論を起こすことはないのです、私は住民投票をやっていただきたいと思うのですけれど

も、町長は恐らくやる気はなかったら、これはボツにされると思います。しかし、中身でちょっと気になったのは、議長と町長が共に、関係団体に連名で要望書を出したと、こういうことが書かれている。こんな事実があるのですか。あるのであれば、いつ、どこに要望したのか、ちょっと説明を願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）上野議員。

○7番（上野敏夫議員）はい、7番、上野です。ちょっと待って下さい。確かに私も見て法務省に要望書を提出しているのを確認しております。日にち、7月二十…。その前にも出ていると思います。もっと先に出ている…。ちょっとここに無いのですけれども、確かにその前には要望書は提出してあります。

○議長（吉田好宏議長）はい、局長。

○議会事務局長（谷口 勲局長）ただいまの要望書の提出でございますけれども、7月27日、町長、議長、連名で提出してございます。

○4番（久保 寛議員）どこへ。

○議会事務局長（谷口 勲局長）法務省です。

○4番（久保 寛議員）法務省に1回提出したということね。分かりました。

私は、今日この文章を見て初めて議長が法務省に要望したということを初めて聞いたので、よく分からないのですけれども、その要望するという、要望ですからお願いですよ。あまり、議会にそのこと、一番説明を受けていないのは私は6月29日の全員協議会が初めてで、1月の当初からずっと議会を欠席しておりましたので大変申し訳ないのでけれども、意味がよく分からないのですけれども、確かに議会には5回、6回に亘って説明があったというふうに書かれておりますし、説明があったのは事実ですし、また、我が町内会長がこの請願者でもありますから、その後2度程、町内会長にも会っています。中身も聞いたのですけれども、これは、さっき私、町長が恐らくこんな条例提出しないだろうと言いましたけれども、これは議会でも提出は出来るのですけれども、条例は十分考えて、ここでもうこんなに時間掛けしないで賛否を早く取って、この条例をどうするのか、提出すべきかどうか、条例を作成するのかどうか、1つ議長、決を採ってください。

○議長（吉田好宏議長）議長、町長連名で法務省に陳情した。私共は、当初から理事者側の説明を聞き、十分議員の皆さんと協議をして、前に進めることに間違いはない、前に進めてよろしいか、その確認をして、では私共の要望として国が全責任を持って地域住民、地域自治体に負担を掛けないようにしっかりやってもらいたい。その要望と、もう1つはやはり非常に危険を感じる住民が多い、出来るだけ入ってくる、その方々、優良な方々、刑を本当に真面目に服役をして釈放された方、そういう方々に是非、お願いをしたい。そういう強い考え方、議員皆さんの全員の前へ進みなさいという、その確認をして…

○4番（久保 寛議員）今のお話なのです。議長は議会全員が前へ進めという確認をして要望書を法務省に提出したと、これは間違いはないですか。

○議長（吉田好宏議長）全員という言葉は、それはおっしゃるようには、何人かの皆さんのご意見はありました。でも、私も正直言って前に進みなさいということで決を採っている、これは1人や2人のお互いに反対者、これは確かに疑義を持っている。それはありましたけれども、私は、そんなことで。はい、野 議員。

○11番（野 道夫議員）いろんなご質問もいただき、また私共も勉強させていただきましたが、最終的にこの住民投票の条例の制定についてですけれども、法律等を作り定めることを、これについて請願書を出しました。結果的にこれをどういうふうに見え止めるかということも、やはりこの場ではっきりご回答いただければというふうに考えておりますのと、中身については、いろんな問題があるだろうと思います。これは、私も思いますけれども、ただ、いろんな話の中でも私共、聞かれるのは、法務省というのは地域住民の賛成がないのに認可証というのは降りるのか、こういう話を私、聞かされました。ですけれども、私、プロではございませんし法律的に詳しくないので、これはまた議会の時にでも私はお聞きしてご返事したいなというふうに考えております。こういったことももし分かれば教えていただければ、私共、やはり地域のところに帰ったときには、皆さんのいろんなお話を聞いた上で私はその話を聞かせていかなければならないのと、それから、まず第1番には、南町と仲町に対する第1番先の説明が無いということ、そんなことも…

○議長（吉田好宏議長）それでは他に質疑ありませんか。質疑なければ、討論に入りたいと思います。ご意見ありませんか。はい、12番。

○12番（橋場 守議員）12番。これ、野さんから色々説明あったけれども、あくまでも就業支援センター設置の住民投票条例を制定すれというのは、この設置を止めるという立場なのです。そういうのでなければ成り立たない中身なのです。私は、とにかくこれは町民の皆さん、相当不安は持つことは事実だろうけれども、それを反面教師という言葉があるのですけれども、その立場でこの人達をどうやって更生させるかということを経が子供にそのことを伝えてみんなで犯罪なくするようにやろうではないか、そのためには助け合いが必要なのだよという、こういうことを子供にしつけたら、これは本当にそれを持ってくることによって沼田町の子供達が犯罪について真剣に考えられるような、そういう材料になると思うのです。そういう意味から、私はそういう犯罪や何かのことは、起きないようにその人達と接しなければならないけれども、本当に沼田町民ってそんなに温かいところなのかということも他の町にも示せると、そういう立場からは是非作ってほしいということで、この請願にはちょっと賛成出来ない。反対致します。

○議長（吉田好宏議長）他に討論。はい、上野議員。

○7番（上野敏夫議員）はい、7番、上野です。今、橋場議員が言われるように止めるとの住民投票ではないかという言い方されましたけれども、私はそうではないと思っています。というのは、この事業については、接するのは町民であって町民が子供達に明るく迎えられるようにするためにも、みんなで住民投票をして条例を作ったことによって、それを施行することによってみんなで町づくり、子供を見守るとかという意識が

伝わるような気がしておりますので、是非、住民投票条例を作るべきだと思っております。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。絵内議員。

○8番（絵内勝己議員）今回、こんなふうに請願書が出てきたというのは、少なくとも安心、安全でないよという心配の部分があって、こういった形が出てきたのではないのかな、そんなふうな感じがするわけでありすけれども、私は、もう少し広い心で受け入れしてもらえないのかな、そんな感じしております。今でも、反対されておった皆さん方も何人かいらっしゃったわけですが、その人方も多くの勉強をし、また、町で少年院等を見学に行ってきた、ああいった少年だったら心配ないなというふうにして、その反対しておった人達も随分変わってきた、そんな人達も多く見かけております。非常にいきなり言われた部分があったのかなという感じはしますけれども、私は、安全、安心から外れるのではないのかなというふうに心配される人いると思いますけれども、そんな施設が来た時に少年院から仮釈放してきたその子供達が危ない、危ないと言われているのは、今にも後ろからつかかって来るのではないのかな、そんなふうに思われているのではないのかなとそんなふうな感じして仕方ないのであります。決してそんなことはないとも思っております。そして、生きた熊やライオンを野放しにするような、そんな状態ではないわけであります。

そういったことを考えた時に何もそんな心配は、私はないというふうに感じております。現実にも私も保護司をやって十数年経つわけなのでありますが、今日まで十数人が沼田以外で犯罪を犯し沼田に戻ってきて保護観察処分を受けて、それぞれ今日まで至っておるわけでありす。その人方というのは、殺人と放火と覚醒剤がないだけであとの犯罪歴は全部あります、沼田町に戻ってきている人達は。そんなことを考えた時にそれぞれ一般家庭にその人方は引き受け人として親達の所に戻って来ているわけですが、そのことを考えた時に、今まで再犯が無かったからいいのですけれども、逆に私はこういった施設というのは、監視人もおり、そして24時間体制でも監視する。そんなような内容の説明だったと思うのですけれども、そういったことを考えると私は今以上に安全ではないのかな、そんな感じさえております。

ただ、そこで町民の皆さん方が受け入れ体制が、心のゆとりと言うのか、そういったものが無いとどうしてもそんなふうにして悪いもの、悪いものというふうに、危ないもの、危ないものというふうに理解をしているのが実情なのかな、そんなふうに感じておるところであります。今、多くのそんな施設等に行ってきた人達の中にも、少年達が地元に戻ってきたいというか、少年院から出てきて一般社会に貢献出来るような、そんなものが沼田町にも心を支えることによって救ってあげることが出来ないのかな、そんなふうに感じております。

また、これは沼田町の子供達にそんな非行の子供達がいらないから良いわけですが、仮に沼田町でそんな非行の子供達が出てきた時に、その子供は沼田町でそんなふうになった時には絶対に受け入れしないのかな、そんな感じがします。私は、そんなこと

にはならないのではないのかなと。確かにボタンの掛け違い等でそういった犯罪を犯したにしても、それは1回位のことですんなものにはならないのではないかな。やはり、そんな人達も救ってあげるという形が大事ではないのかな、そんな感じがしております。そんなことを含めて私は、賛成という立場でお話をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○11番（野 道夫議員）11番、野 ですけども、今、絵内議員の方からも色々説明があったわけですが、質問があったわけですけども、私は沼田町の町民になって、そして安全、安心、子供を持つ親の立場ということを考えて、私は考えております。そこで今日のこの内容について、議会で議論された中身については、私のところに小学校、中学校、それから幼稚園、保育園のお母さんお父さん方が参ります。その時に、今、色々お話されたようなことについては、お名前を申し上げてこういうような議論をされた方もおります。ですけども、私は沼田町民の年配の方が分かりにくいということは、1番始めに農業支援センター、更生保護施設センターとか就業支援センターとかという名前が3つか4つに分かれてきています。高齢の方とかいうのは、こういったのはどういう事業なのですか、これを解らないというのは沼田町の高齢の方が半数以上だと思います、私は。だから、もうちょっとこういった中身をキチッと始めから題名を付けて説明をしなかったら、農業支援センターとか更生保護支援センターとか、就業支援センターとかと3つも4つも分けたものを言うと、一般の人は解らないのです。ですから、私はもっとこういった中身もキチッと議論された中でこういうタイトルを付けて町民に説明をしていただきたいと思います、このように考えております。

私、前の議会の時にも、もうちょっと中身、説明不十分だから、もうちょっと町長と出来たら説明したらどうですかということで、その後、何ヶ所か説明をされているようですけども、やはり中身について町民は、なかなか理解を出来る人というのは少ないなと思っております。頭の良い人は理解をして、これについて賛成をしますという話をしておりますけれども、これらについては私共も今後、これらに対して色々と説明の中で人も集めて、私はこれから説明会をしていきたいなとこのように考えております。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）討論を終結を致します。本案について採決致します。この採決は、挙手によって行います。お諮り致します。請願第6号、この住民投票を行うことに賛成の方、挙手を願います。

（挙手少数）

○議長（吉田好宏議長）挙手少数であります。それでは、反対の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であり、本請願は不採択に決しました。

ここで休憩を致します。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。日程第4、議案第73号 平成18年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第73号 平成18年度沼田町一般会計補正予算について。平成18年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年10月16日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第3号の1ページをお開きを願いたいと思います。

〔以下、補正予算第3号朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）13番、大沼です。18目、今の新目についてお尋ねしたいと思いますが、まず、地方債の関係の1,750万ですか、これについては、補助率、これが何%だったのかなということと、これが最大この事業が進んでいくと1億420万位になるのかなと、この感覚が間違いあるかないか、ちょっとお知らせしていただきたい。それから15節になりますね、この工事の中身をお知らせ下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）補助が何%になるかというご質問であります。これ、地方債でございますので、これに係ります元利償還金、これに対する、いわゆる財源補填というのは補助金とかという形ではなくして、あくまでも地方交付税、普通交付税の中の公債費という種目の中で算入をされるものでございまして、70%、これが普通交付税の基準財政需要額に上乗せをされて積算されるものでございます。

それともう1点であります。1億420万、これは過疎債の事業全体の額というふうに理解をしているわけではあります。当年度1,750万、これについては概ねこれで確定されるだろうというふうに感じますが、平成19年度事業も含めて1億420万ということでもあります。これにつきましては、金額については来年度事業、実施設計が済んだ段階でどの程度の積算になってくるのかは待たなければ分かりませんが、基本的には考え方が同じとすれば、1億420万、この数字と同じ考え方で地方債の計算がなされるものでございます。私の方は以上です。

○建設課長（神 憲彦課長）15節、工事、3,292万9千円計上させていただいておりますが、今年度実施する工事につきましては、牛舎を建設する工事でございます。幅12m、長さ40mのビニールハウス構造の牛舎を建設するための費用として予算計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○13番（大沼恒雄議員）それは、牛が何頭位、当初入る計画で考えているのですか、

それをまず1点お知らせ下さい。

それから、過疎債については、75%ということになると、25%は自主的な財源の中から出していかないとならないという判断をするのだけれども、それで良いのか悪いのか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○地域開発課長（生沼篤司課長）牛に関しましては、19年度で32頭、それから20年度に8頭、合わせて40頭を導入する計画であります。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）今、大沼議員の方から75%というふうに、確か今言われたと思うわけですが、過疎債につきましては、70%が基準財政需要額に算入される算入率でございます。今、おっしゃられておりましたその起債裏、起債を充当しても、なお不足になる部分、これにつきましては、基本的には一般財源という考え方がなります。ただし、先程も予算で申し上げましたとおり、この一般財源にも色を付けてまして特別交付税を充てるというふうに考えてございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）特別交付税については、先程、一般財源の中の98万9千円、これも特別交付税になりますと、それから、今、過疎債の残りの裏についても特別交付税ということでご説明があったのだけれども、特別交付税自体は総務大臣が認可して出すという、こういうことになっていると思うのです。それで今、そういったふうに説明があったように、これは特別交付税で出ますよということで本当に理解していいのか、そういう通達が総務大臣の方から既にあるのか、その辺はいかがですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）まず、私の方から特別交付税の制度の若干お話をさせていただきます。特別交付税につきましては、総務省が持っております総務省令、この中で一定のルールを持って配分をする交付税と、3月に交付されるいわゆるルール外という、この2つの種類がございます。総務省令で持っておりますルールというものの特別交付税というものまでには現在至っておりません。あくまでも特交の中の3月分、つまりはルールとして見ていない、その部分についての特別交付税という内容であります。いずれに致しましても、これが一般財源につきましては、最大100%、私共、事務方と致しましては、100%特交の措置がなされるよう、これについては事務方としても国に対して、道・支庁経由致しまして要請をしているものでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）となると、今言う、その特別交付税については、これは地方交付税法の中の15条の中に色々謳われているわけなのだけれども、総務大臣は、今まで許可はしたわけでもないし、通知も来ているわけではないと、ただ、そうなった時にですよ、地方交付税自体がその財政不足に見合いの額として算定されるという普通交付税の割合、その中の6%というのが特交で認められている部分ですよ。そうすると、

例えば、沼田町の場合、平成17年度一般会計全部黒字ですよ。決してマイナスは出していない。そういう中で基準財政需要額、これもキチッとされているとした時に災害も無い中でこの特交が本当に認められるのか、もしそうでないとしたら、この事業についてはキチッと総務省から補助金として出してもらわなければならない、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）これは前から議会の全員協議会でも説明をさせていただいておりますけれども、これは国が明年の事業の予算の中で再チャレンジ事業という安倍総理の目玉事業があるわけでありまして、その中の一環としてこの事業が取り組まれている。したがって、通常のルールでない状況での財政支援を考えていただいている。したがって、私共としては、総務省から既に、まだ進めなければならないところはあるけれども、一定の回答もいただいておりますし、この後、その不足分がもし出るとすれば、これは法務省が面倒を見るという約束をいただいておりますから、そういう意味での裏と言いますか、それはキチッと私共も確約を更に取りたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。4番。

○4番（久保 寛議員）いよいよ発射するわけでございますけれども、町長は説明会の中でも色々意見を聞いておられると思うのですけれども、例えば、町の真ん中の場所、あそこでもよろしいのかと、共成、東予の山奥でも良かったのではないかと、例えば、五カ山のチェックポイントの後、あの辺でも良いのではないかという意見も町の中にはあるのですけれども、これは決定されるようでございます。

ただし、色々町民の意見があった中で町長は協定書を国と交わしますというふうにおっしゃっていたのですけれども、協定書はもう既に出来上がったのですか。見せていただきたいと思うのですけれども、協定書を交わさないでもう発射するのですか。そこら辺、ちょっと。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）協定書というのは、お預かりする子供ですとか、そういう人達をどうしようかということの協定書を指しておりますので、これは議会で正式に予算を通過させていただきますと法務省に対しまして、これ以降、上京の折、議長さんもまた一緒に行っていただくことになると思いますけれども、様々な向こうとのやりとりの中で町側としての住民説明会の意見等をふまえて協定を結んでいきたい、そんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、4番。

○4番（久保 寛議員）それでは、その協定書なるものは、いつ頃、結ぶつもりなのか、そしてその内容について大まかにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）いつ頃と言いますと、今日その議決をいただいた後、法務省側

のご都合もありましょうし、法務省の来年度の予算の関係もありますから、その中でいつ頃になるかということは、これから事務方とも詰めていただくことになるだろうというふうに思っております。

内容については、これは前々から全員協議会でも申し上げておりますように、私共として法務省と協定を結ぶ時には必ず議会にまた、それを提示しご相談を申し上げますので、その中で議会としてまたこういうところも補充すべきだというようなご意見がありましたらお聞かせをいただき、あるいは住民の皆さんに対しましても、この後、厚生病院の問題等もありますので、町づくり懇談会的なものがまた必要になってまいりますから、その折に協定が終わっていれば、こういう協定を結びましたということは明らかにしなければなりませんし、そういう機会がなければ議会は各委員会もありますし、一般町民の皆さんには広報、あるいはお知らせ版を通じてそういうものの協定の内容等についてもお知らせすることが出来るというふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、4番。

○4番（久保 寛議員）協定書の中身が非常に問題になるわけです。ただ、子供達のことだけではなくて、協定書というのはキチッと結ばれてからこの事業を発射すべきではないかと思うのですけれども、先程ちょっと申し上げたように、例えば場所の問題だとか、色々あると思うのです。ただ、町長の説明の中で大方の、千人だか千二百人の同意をもらっているとか何とかというのは、これはご承知のように前の刑務所を誘致するのは、私もお願いに行ったこともありますし、刑務所は是非ということで、たった12人や13人の子供達の施設、しかもそれを町の真ん中に持ってくるというのは実は当初、私も考えてはいなかったのです。そのために大事な協定書を先に結ぶべきではないかと思うのですけれども、これは発射してから協定するのですか。どうもそこら辺がちょっとよく分からないのですけれども、もう1度お願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○町長（西田篤正町長）私共は今申し上げましたように議会の議決を得て、それから協定を結んでその内容が不備があれば、先程言いましたように議会の意見、あるいは住民の皆さんの意見を聞いてそれをまた補完する、そういうような考え方でいきたい。

それから、設置場所については、これは今さら言うまでもなく住民説明会の折にも全部説明終わっておりますし、広報を見ていただいてもその場所等についても既に表示をされております。したがって、法務省の職員がわざわざお越しいただいた説明会の中でも、こういう事情でこの場所に決定をさせていただきたいという説明をさせていただいておりますから、これは十分、住民の皆さんにも浸透をしているだろうというふうに私共は理解させていただいております。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。なければ質疑を終結を致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。討論なければ終結を致します。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）今回の沼田町就業支援センターにつきましては、更生保護と

いう観点であれば、その犯罪や非行した人達の立ち直りを助けて、誰もが住みやすい社会を目指す。こういったことについては、大義名分、非常に良いものがあると私は思います。しかしながら、例えば、少年刑務所に行っている犯罪者と言うのか、受刑者と言うのか、それとその下の少年院、もしくは鑑別所、ここに入っている15歳からその位の少年の形、これは非行によって形が変わるのだと思います。私はもし本当に、少年院に入らなければならない、中学校から普通の家庭であれば高校に行かなければならない、でもそういった過程をふまないで不幸にも少年院に行ってしまった、そういう処置をされてしまったという子供達について、その沼田就業支援という農業で情操教育ということについて応援するのであれば結構だろう。

しかし、町が19年度から28年度まで出している10年計の中で1,400万程浮きますと、こういったことで実際にお金を掛けて、では当初の目的が達成されるのだろうかとかこういうふうに思います。

ですから、予算的にはこの農業を通じて子供達を支援するというについては、出来るだけ法務省の方から予算をいただいて、そして沼田町が温かい町だということの最初の目的に則った形で進めていただきたい、このように思います。

従いまして、今までの沼田町が出す過疎債、そういったトンネル的なものであれば良いけれども、自主財源を出してまでやることかどうかということをもう一度見つめていただきたい。町長が先程言ったように総務省、法務省、すべて話しは付いています。それを信じるとしても、更に努力をしていただいて少年の非行、これを自立できるような形で沼田町が前向きに動いていただける、こういったことを意見として添えまして沼田町一般会計補正予算第3号、賛成致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）それでは、お諮りを致します。議案第73号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第74号 沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（生沼篤司課長）議案第74号、沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、沼田町過疎地域自立促進市町村計画を下記のとおり変更するものとする。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

この過疎計画の変更につきましては、今ほど議論いただきました就業支援実習農場の整備に関する財源の一部を過疎債を充当したいということで計画の変更をしようとするものでございます。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第74号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了致しました。これにて、平成18年第4回沼田町議会臨時会を閉会を致します。ご苦勞様でした。

12時57分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員